

平成 28 年 3 月 7 日



各 位

会 社 名 スズキ株式会社
代表者名 代表取締役 鈴木 修
(コード番号 7269 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画室 経営管理・I R ・ C S R 部長
小林 聖慈
電話番号 (053) 440-2030

2021 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債及び 2023 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 7 日開催の取締役会において決議いたしました 2021 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債及び 2023 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 2021 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債（以下 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額 (参考)	4,120.0 円
発行条件決定日（平成 28 年 3 月 7 日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	2,942.0 円
ロ. アップ率 [{(転換価額) / (株価(終値)) - 1} × 100]	40.04 %

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考) 2021年満期ユーロ円建取得条項(交付株数上限型)付転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 社債の総額 1,000 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額
- (2) 発行決議日 2016年3月7日
- (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 2016年4月1日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 2016年4月15日(同日を含む。)から2021年3月17日(同日を含む。)の営業時間終了時まで(行使請求受付場所現地時間。以下本(4)において同じ。)とする。
但し、(A)クリーンアップ条項又は税制変更等による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日の営業時間終了時まで(但し、税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び関連する行使取得日が償還日の東京における2営業日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含まない。)となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、(B)組織再編、当社普通株式の上場廃止等又はスクイーズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日の営業時間終了時まで(但し、関連する行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、(C)当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(D)本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いづれの場合も、2021年3月17日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、新株予約権の行使請求に伴う当社による本新株予約権付社債の取得の場合、関連する預託日(同日を含まない。)から関連する行使取得日(同日を含む。)までの間は関連する本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、当社の選択による本新株予約権付社債の取得の場合、2020年12月31日(同日を含まない。)から取得日(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編を行うために必要であると判断した場合、(i)預託日が2020年12月31日(同日を含む。)までの日である場合は、組織再編の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35日前の日以降の日に開始し、組織再編の効力発生日の翌日から起算して14日以内の日に終了する当社が指定する期間中、又は(ii)預託日が2021年1月1日(同日を含む。)以降の日である場合は、組織再編の効力発生日の翌日から起算して14日以内の日に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、預託日が2020年12月31日(同日を含む。)までの日である場合は、(i)クリーンアップ条項又は税制変更等による繰上償還に従って関連する償還通知がなされた場合、償還日の35暦日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までの期間(但し、税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)及び(ii)組織再編、当社普通株式の上場廃止等又はスクイーズアウトによる繰上償還に従って関連する償還通知がなされた場合、当該償還通知がなされた日のロンドン及び東京における3営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの期間は、本新株予約権を行使することはできない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

また、預託日が 2021 年 1 月 1 日以降の日である場合は、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（若しくは当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (5) 債還期限
(6) 潜在株式による希薄化情報

2021 年 3 月 31 日

今回のファイナンスを実施することにより、2016 年 2 月 29 日現在の発行済株式総数（自己株式を除く。以下同じ。）に対する潜在株式数の比率は 11.00%（注 1）になる見込みです（但し、本新株予約権に付与された自動行使型取得条項（交付株数上限型）及び一括型取得条項（交付株数上限型）の行使により、当該比率を 5.50%（注 2）に抑えることを想定しております。）。

（注 1）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び 2023 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行又は処分される株式数を 2016 年 2 月 29 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

（注 2）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び 2023 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権のすべてについて、自動行使型取得条項（交付株数上限型）又は一括型取得条項（交付株数上限型）に基づく取得により新たに発行又は処分される株式数が、当初転換価額に基づき算出される交付上限株数である場合に、当該株式数の合計を 2016 年 2 月 29 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

- ※ 詳細は、平成 28 年 3 月 7 日付け当社プレスリリース「2021 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債及び 2023 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。
※ なお、当社は保有する自己株式の一部を消却することを決議しております。詳細は、平成 28 年 3 月 7 日付け当社プレスリリース「自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

II. 2023年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債（以下II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	4,120.0 円
(参考)	
発行条件決定日（平成28年3月7日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	2,942.0 円
ロ. アップ率 [((転換価額)/(株価(終値))-1) × 100]	40.04 %

（ご参考）2023年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 社債の総額 1,000 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額
(2) 発行決議日 2016年3月7日
(3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 2016年4月1日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
(4) 新株予約権を行使することができる期間 2016年4月15日（同日を含む。）から2023年3月17日（同日を含む。）の営業時間終了時まで（行使請求受付場所現地時間。以下本(4)において同じ。）とする。

但し、(A) クリーンアップ条項又は税制変更等による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日の営業時間終了時まで（但し、税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び関連する行使取得日が償還日の東京における2営業日前の日（同日を含む。）から償還日（同日を含まない。）となる本社債に係る本新株予約権を除く。）、(B) 組織再編、当社普通株式の上場廃止等又はスクイーズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日の営業時間終了時まで（但し、関連する行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。）、(C) 当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(D) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2023年3月17日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、新株予約権の行使請求に伴う当社による本新株予約権付社債の取得の場合、関連する預託日（同日を含まない。）から関連する行使取得日（同日を含む。）までの間は関連する本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、当社の選択による本新株予約権付社債の取得の場合、2022年12月31日（同日を含まない。）から取得日（同日を含む。）までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編を行うために必

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

要であると合理的に判断した場合、(i) 預託日が 2022 年 12 月 31 日（同日を含む。）までの日である場合は、組織再編の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して 35 日前の日以降の日に開始し、組織再編の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内の日に終了する当社が指定する期間中、又は(ii) 預託日が 2023 年 1 月 1 日（同日を含む。）以降の日である場合は、組織再編の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内の日に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権行使することはできない。また、預託日が 2022 年 12 月 31 日（同日を含む。）までの日である場合は、(i) クリーンアップ条項又は税制変更等による繰上償還に従って関連する償還通知がなされた場合、償還日の 35 営業日前の日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までの期間（但し、税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）及び(ii) 組織再編、当社普通株式の上場廃止等又はスクイーズアウトによる繰上償還に従って関連する償還通知がなされた場合、当該償還通知がなされた日のロンドン及び東京における 3 営業日後の日（同日を含まない。）から償還日（同日を含む。）までの期間は、本新株予約権行使することはできない。

また、預託日が 2023 年 1 月 1 日以降の日である場合は、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（若しくは当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権行使ができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができます。

- (5) 債還期限
(6) 潜在株式による希薄化情報

2023 年 3 月 31 日

今回のファイナンスを実施することにより、2016 年 2 月 29 日現在の発行済株式総数（自己株式を除く。以下同じ。）に対する潜在株式数の比率は 11.00%（注 1）になる見込みです（但し、本新株予約権に付与された自動行使型取得条項（交付株数上限型）及び一括型取得条項（交付株数上限型）の行使により、当該比率を 5.50%（注 2）に抑えることを想定しております。）。

（注 1）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び 2021 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行又は処分される株式数を 2016 年 2 月 29 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

（注 2）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び 2021 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権のすべてについて、自動行使型取得条項（交付株数上限型）又は一括型取得条項（交付株数上限型）に基づく取得により新たに発行又は処分される株式数が、当初転換価額に基づき算出される交付上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

限株数である場合に、当該株式数の合計を 2016 年 2 月 29 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

- ※ 詳細は、平成 28 年 3 月 7 日付け当社プレスリリース「2021 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債及び 2023 年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。
- ※ なお、当社は保有する自己株式の一部を消却することを決議しております。詳細は、平成 28 年 3 月 7 日付け当社プレスリリース「自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。